（その４）

選挙運動用自動車運転契約書

桂川町長選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と受注者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　自動車の種類

２　自動車登録番号

３　契　約　金　額　　　　　　　　　　　　　　円

（ 内訳 ）　　　１日当たり　　　　　　　円×　　　日間

４　期　　　　　間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

５　請求及び支払　　この契約に基づく契約金額については、乙は桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、桂川町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、桂川町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は桂川町には請求ができない。

６　その他　　この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

甲　桂川町長選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印